

令和6年度第2回 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会 議事要旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和7年1月29日（水）14：00～15：40
2. 場所：熊本市国際交流会館 4階 第3会議室
3. 開催方法：会場参加・オンライン参加（ハイブリット開催）
4. 出席委員：

安武 綾	熊本県立大学 総合管理学部准教授
平野 光祐	九州運輸局 熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
木崎 美千代	利用者代表
原 清美	熊本市ボランティア連絡協議会 事務局長
小出 照幸	熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 常務理事
吉田 光義	熊本県タクシー協会 専務理事
佐々木 庸敏	熊本県バス協会 専務理事
倉岡 征宏	熊本タクシー株式会社 代表取締役
的場 弘二	熊本市 健康福祉政策課長
江河 一郎	宇土市 福祉課長
小畑 英之	合志市 福祉課長
谷口 信也	美里町 福祉課長
清田 浩義	玉東町 福祉課長
齊藤 孝浩	大津町 福祉課長
山下 小代里	御船町 福祉課長
菊川 和幸	益城町 福祉課長
高原 貞典	甲佐町 福祉課長
原 幸徳	山鹿市 福祉課長
5. 欠席委員：（敬称略）

宗像 正洋	運転者代表 熊本県自動車交通労働組合 執行委員長
村上 文英	西原村 住民福祉課長
内富 裕登	宇城市 社会福祉課長（担当者オブザーバー出席）
井上 智香子	菊陽町 福祉課長（担当者オブザーバー出席）
松本 和美	嘉島町 福祉課長（担当者オブザーバー出席）
山口 和浩	菊池市 福祉課長（担当者オブザーバー出席）
6. 傍聴人：0人

【次第】

- 1 開会
- 2 報告事項 運送実績報告（令和6年下半期）
- 3 協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更
（運送の対価の目安について）
議題2 新規登録協議
（一般社団法人 恵会・一般社団法人 2MORO）
議題3 更新登録協議
（特定非営利活動法人 SK ウェルネス）
議題4 利用者から収受する対価の変更協議
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 令和6年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会次第
- 令和6年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会委員一覧
- 令和6年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 報告事項 運送実績報告（令和6年下半期）
- 資料2 協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更
（運送の対価の目安について）
- 資料3 議題2 新規登録協議
（一般社団法人 恵会・一般社団法人 2MORO）
- 資料4 議題3 更新登録協議
（特定非営利活動法人 SK ウェルネス）
- 資料5 議題4 利用者から収受する対価の変更協議

【要旨】

●報告事項 運送実績報告（令和6年下半期）

- 各事業者より、運送実績報告
- 質疑は特になし

●協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更

（運送の対価の目安について）

- 改正内容 九州運輸局により示された「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」に沿い、熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針内の運送の対価の目安を変更。
詳細は当日資料より。
- 事務局より、概要説明。
- 参加者の間で、以下のとおり意見あり

- 佐々木委員 利用者から収受する対価の目安額について、実績報告の額と比較すると、乖離があるように思う。利用者から収受する対価の金額の変更を検討しているとの声もあるが、実際に団体が変更する際に、利用者にご理解をいただくために、運送主体はどのようにできるのか。
- 小出委員 利用者から収受する対価の目安額は以前はタクシーの5割、今はタクシーの8割に変更となったため、団体ごとの既存の料金と指針上の目安とは幅が出ているように見えている。
当団体では物件費の金額を、運送の対価で賄えるように計算している。
利用者から収受する対価は、そのまま利用者の負担になることを考えると、実際に団体として対価を変更するのは難しいと思う。
- 事務局 去年まではタクシーの5割から、8割に上がっており、国のルールや九州運輸局の出した目安をもとに、熊本運営指針も変更させていただいた。現在の運送の対価では福祉有償運送の運営が難しいという団体の意見もあるので、団体ごとに必要な金額を計算し、利用者にご説明をお願いしたい。
- 運輸支局 国のルールとして、福祉有償運送の利用者から収受する対価は、実費を賄うものとされており、タクシーの8割程度となっている。
九州運輸局より示されている目安をもとに、各運送主体の実情に合わせて考えていただければと思う。利用者にとっては対価が安いほうが良いかと思うが、安すぎて福祉有償運送を運営できなくなるというのも利用者にとって負担になるので、バランスを考えていただければと思う。
- 吉田委員 現在各団体が使われている運賃というのは、運賃初乗り1.5km 630円の時より前の半額の料金で設定されていると思う。今は、物価の高騰・燃料高騰・

乗務員の労働改善の目的でタクシーの料金も上げている。現在のタクシーも初乗り 1.3 km 700 円という状況であり、世の中の流れや、自家用有償運送の関係や定義も、国の考え方も含めて、変わってきている。あくまでも目安ということを考えて、また利用者の方が負担にならないように、考えていただけたらと思う。

- 倉岡委員 福祉有償運送は消費税非課税と思う。
現在の熊本地区のタクシー運賃は時間制で 30 分 2,400 円で消費税分が含まれている。
九州運輸局の目安を見ると、時間制で 5 分で 320 円、つまり 30 分で 1,920 円となり、 $1,920 \div 2,400 = 8$ 割になるように設定しており、消費税の部分を含めた状態で計算されているように思うがいかがか。
- 運輸支局 タクシーの運賃のそのまま 8 割を反映していると考えられ、消費税の部分を検討しているかについてはわからないので、あくまで目安として考えていただきたい。
- 木崎委員 利用者の立場として運送主体に聞きたいが、運賃が上がる現状も分かり、対価を上げないがために運送団体が少なくなっていくのも利用者として困る。
熊本運営指針の第 1 種身体障害者の定義を見ても分かるように、福祉有償運送の利用者は、障害をお持ちの方など社会的弱者が多い中で、運賃を上げていくということについて、利用者に対して丁寧な説明や同意をいただけるようにすると、思ってもよろしいか。
- 小出委員 運送主体代表として、運送の対価を上げないまま運送するのは難しいという団体も出てくる実情と、運送の対価を上げないことで運営ができなくなるというのも問題であり、持続させるのを考えるのも大切である。ただ、利用者に負担を強いることになるため、各運送主体において、運送の対価を変更する金額と理由をきちんと真摯に説明する必要があると思う。

●議題2 新規登録協議（一般社団法人 恵会・一般社団法人 2MORO）

○一般社団法人 恵会の新規登録に係る説明

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

吉田委員 旅客の名簿を見ると現在2名であり、運送を必要とする理由がイだけだが、申請では運送しようとする旅客の範囲をイ～トすべてにしているが、その必要性はあるのか。

恵会 本会は訪問介護事業など高齢者や障害者の支援を行っており、まだ契約していない方で要介護・要支援の方などから利用要望があっているため、旅客の範囲すべてを設定した。

吉田委員 登録協議の段階で、今後のことを含めて設定してよいのか。

小出委員 1年前に国土交通省から出ている、可能性がある人の旅客の範囲も含めて設定していいと改正通知をもとに判断しているのだと思う。
また、補足だが、イ～トに該当した人はそのまま運送できるということではなく、熊本運営指針では、一部の方は「居住する市町村から単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面の交付」が必要になるので、その場合は居住する市町村に申請が必要になる。

小出委員 もう一つだが、定款の中には事業内容を記載する必要があり、(第3条 事業 の部分)、福祉有償運送は道路運送法78条に基づいて行うものだが、そのような文言の記載がなく、事務局の方は確認したのか。

事務局 確認していない。

小出委員 熊本運輸支局としては定款に記載したほうが望ましいのか、記載するべきなのか、どちらか。

運輸支局 記載がなければ登録されない、というわけではない。

吉田委員 記載はあったほうが良いでしょう。

小出委員 熊本市のルールではそこまで要件でないにしても、普通は定款に事業について記載するべき。自分の団体も、最初登録をした時に道路運送法がなかったため、定款に記載していなかったが、道路運送法ができて定款を変更した。

今回の新規登録協議はこれでいいとして、定款内に「道路運送法に基づく福祉有償運送サービス事業」のように記載する必要があると思う。

小出委員 もう一点、運送の対価について、「1km未満は四捨五入した距離に200円をかける」とあるが、自分の団体では「切り上げ」で行っている。20年前ぐらいの記憶だが、「切り上げ」るのがルールではなかったか。

吉田委員 切り上げるのが一般的な考え方では。

会長 事務局はどうか。

事務局 ご意見としては切り上げた方がいいということでしたので、新規登録協議自体は認めていただいて、「1 km未満は四捨五入した距離に 200 円をかける」の部分は資料から削除する形でご理解いただきたい。

吉田委員 対価はそれぞれ事業者で変わると思うので、基本的にタクシーの場合はメーターがついているので、それを超えた時点で次の金額に上がるので、四捨五入という考え方はしていません。

<結論 一般社団法人 恵会の新規登録について、承認>

○一般社団法人 2 MORO の新規登録に係る説明

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

吉田委員 熊本運営指針別記 2 について、福祉有償運送の車両だと区別がつくように、車体表示の規定がある。これは新規登録協議時には確認ができないため、後日、写真を付けて報告してほしい。

事務局 熊本運営指針別記 2 の 3「熊本運輸支局から付与された登録番号」は、熊本運輸支局に新規登録申請後に付与されるもの。新規登録の 2 団体については、熊本運輸支局からの番号の付与後、車両に記載をしていただき、その写真を事務局に送付をお願いする。その写真は令和 7 年度第 1 回福祉有償運送運営協議会の実績報告時に添付する。

<結論 一般社団法人 2 MORO の新規登録について、承認>

●議題3 更新登録協議（特定非営利活動法人 SK ウェルネス）

○特定非営利活動法人 SK ウェルネスの更新登録協議

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

小出委員 1年ほど前に、初めて更新登録の資料の省略についての通知があったが、実質あまり省略ができない内容であった。先日更新登録の資料の省略についての通知が再度出たが、どのように省略されたか。

事務局 公示「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」内の更新登録の省略可能な書類追加について、熊本運輸支局との協議後、「自動車運転免許証、自動車検査証、自動車保険（自賠責、任意）は有効期限のみが変更される場合も省略可。」として整理した。今回更新登録のSK ウェルネス様については上記のことについてお知らせしておりましたが、省略可能な書類も提出されている。

小出委員 熊本運輸支局とは先日更新登録の資料の省略に関して、通知更新登録の資料の省略について、協議されたということか。

事務局 熊本運輸支局とは令和6年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会前に、協議を行いました。

小出委員 実質省略可能な書類はあまり減っていないということか。
有効期限のみが変わっていて他の内容について変わっていないようなものであっても、提出すること、ということか。

事務局 定款などほとんど変更がないだろうと思われるものについては省略できる。自動車運転免許証など更新が想定されるものも、有効期限のみが変更される場合は省略が可能。ただし、有効期限以外の内容が変更がある場合は省略できない。

木崎委員 更新登録協議において、内容が変更が無ければ添付は省略できるということであれば、利用者は団体と契約を結ぶわけなので、新規登録の添付書類の定款内に「道路運送法に基づく福祉有償運送サービス事業」のような記載を明記していただきたい。

恵会 定款変更の文言を変更させていただきます。

事務局 恵会様については、定款変更された場合は事務局に書類の写しを提供してください。

佐々木委員 車両について、3台のうち1台が、代表者の車であるが、この車の保険について、保険適用者が「左記太枠の方（運転者やその親族）の業務に従事中的使用人」の35歳以上に適用されるとなっているが、この記載で福祉有償運送の利用者に保険適用されるということよろしいか。

SK ウェルネス 当団体の福祉有償運送の利用者は全て 35 歳以上で、この保険で福祉有償運送の利用者は適用ができます。

小出委員 移動サービスに特化した保険が 5.6 年前に出ている。今まで個人の所有する車で運送するというのが保険の関係で難しかったというもあり、国土交通省とある保険会社で移動サービスに特化した保険を作っている。自分の車の自賠責を使えば早いのだが、福祉有償運送しているときにもし事故を起こしたときは、その保険を使えばいいという保険がいくつかあるので、そちらの方を検討されてはいかがか。

<結論 特定非営利活動法人 SK ウェルネスの更新登録について、承認>

●議題4 利用者から収受する対価の変更協議

○ライフサポートすみれ、NEXTEP、みらいけあより、運送の対価変更を希望する説明

○参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

- 倉岡委員 タクシーの料金は1.3キロ700円である。
ライフサポートすみれ様の料金について1kmを超えた場合、660円となり、この額は消費税のことも考えるとタクシー料金の8割を超えるものとなる。この金額だと実費の範囲内とするのは難しいのではと思う。
- ライフサポートすみれ 利用者の負担は大きくなるかと思うが、利用者の方から料金が安いのではという声があり、今回目安の金額のもとに、料金を変更希望した。430円は実費の範囲内だと考えている。
- 事務局 議題1にて、目安の金額を承認いただいたが、目安の金額に消費税の部分が入っているかについては改めて確認する。
- 小出委員 目安の“おおむね”の部分については、場合によってはその目安の金額を超える場合もあるということを含めて解釈できると思う。
あくまで九州運輸局が出している運送の対価の目安の金額をもとに設定しているのであって、それがタクシー料金と比べて計算するというのは難しいのでは、“おおむね”という考え方でいいのでは。
- 運輸支局 目安ということで示されているので、基本的には実費の範囲内ということで考えていただければ。また計算の仕方については、実費としてかかる費用を総合的に考えていただきたい。
- 吉田委員 タクシー会社が運賃を上げる場合には、かなり周知を図る。
問題は利用者の負担がかかってくるだろうし、例えば福祉有償運送やめてタクシーに乗った方がいいじゃないか、ということにしかならないと思う。運送主体による十分な周知を行っていただきたい。
- 佐々木委員 ライフサポートすみれさんは現在の金額の約3倍になるので、もし利用者の理解を得られないのであればまた金額を考えていただく必要があると思う。
- 会長 ライフサポートすみれ様は周知をしっかりといただいて、利用者からご理解を得られないのであれば金額について再検討いただくということによるしいか。
- 事務局 まずは議題1の運営指針変更協議にて、運送の対価の目安変更を承認いただいたという中で、ライフサポートすみれ様が対価変更を希望された。消費税のことについては運輸支局よりおおむねという範囲なので、ということでしたので、それを前提としてすみれ様が料金を提案されて、事務局としては範囲の中ということなので、委員の皆様のご承認をいただければと思う。そして、もちろん本件は利用者様に直接負担がいくものですから、す

みれ様にはしっかりと利用者様に周知いただく中で、利用者から金額が高いというような声があれば、減額するようご検討をいただきたい、という意見を付させていただきたい。

<結論 ライフサポートすみれ、NEXTEP、みらいけあの
利用者から収受する対価の変更協議について、承認>